

職員の生年と定年年齢引上げスケジュール(用務員以外)

令和5年度より、定年年齢が2年に1歳ずつ段階的に引上げられ、令和13年度に65歳となります。

職員の生年	定年年齢	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳				
	職員が60歳を迎える年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
昭和37年度 (S37.4.2～ S38.4.1生)	令和4年度	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳									
昭和38年度 (S38.4.2～ S39.4.1生)	令和5年度	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳								
昭和39年度 (S39.4.2～ S40.4.1生)	令和6年度	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳							
昭和40年度 (S40.4.2～ S41.4.1生)	令和7年度	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
昭和41年度 (S41.4.2～ S42.4.1生)	令和8年度	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
昭和42年度 (S42.4.2～ S43.4.1生)	令和9年度	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
昭和43年度 (S43.4.2～ S44.4.1生)	令和10年度	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
昭和44年度 (S44.4.2～ S45.4.1生)	令和11年度	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
昭和45年度 (S45.4.2～ S46.4.1生)	令和12年度	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
昭和46年度 (S46.4.2～ S47.4.1生)	令和13年度	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※朱書の年齢は定年に達する年齢及び年度

※グレー色部分は、本人の希望により再雇用職員として勤務できる期間。

※ベージュ色部分は、引き続き常勤職員として勤務する場合は、当分の間、基本給が7割水準。

また、管理監督職の職員については、役職定年制により非管理監督職に降任。

短時間勤務を希望する場合は、退職したうえで、定年前再雇用職員として勤務できる期間。

職員の生年と定年年齢引上げスケジュール(用務員)

令和11年度より、定年年齢が段階的に引上げられ、令和13年度に65歳となります。

職員の生年	定年年齢	63歳							64歳		65歳					
	職員が63歳を迎える年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
昭和37年度 (S37.4.2～ S38.4.1生)	令和7年度	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳									
昭和38年度 (S38.4.2～ S39.4.1生)	令和8年度	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳								
昭和39年度 (S39.4.2～ S40.4.1生)	令和9年度	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳							
昭和40年度 (S40.4.2～ S41.4.1生)	令和10年度	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
昭和41年度 (S41.4.2～ S42.4.1生)	令和11年度	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
昭和42年度 (S42.4.2～ S43.4.1生)	令和12年度	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
昭和43年度 (S43.4.2～ S44.4.1生)	令和13年度	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
昭和44年度 (S44.4.2～ S45.4.1生)	令和14年度	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
昭和45年度 (S45.4.2～ S46.4.1生)	令和15年度	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
昭和46年度 (S46.4.2～ S47.4.1生)	令和16年度	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※朱書の年齢は定年に達する年齢及び年度

※グレー色部分は、本人の希望により再雇用職員として勤務できる期間。

※ベージュ色部分は、引き続き常勤職員として勤務する場合は、当分の間、基本給が7割水準。

短時間勤務を希望する場合は、退職したうえで、定年前再雇用職員として勤務できる期間。